

令和8年度三重支部事業計画(案)及び 令和8年度支部保険者機能強化予算（案）等について

令和8年1月19日



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

目次

1．令和8年度三重支部事業計画（案）	…2
・1．基盤的保険者機能関係	…3
・2．戦略的保険者機能関係	…9
・3．組織・運営体制関係	…20
・三重支部の重点課題と取組について	…24
2．三重支部広報計画（案）	…28
3．令和8年度支部保険者機能強化予算（案）	…31

1．令和8年度三重支部事業計画(案)

「重要度：高」・「困難度：高」について

協会の令和4年度事業計画より国の施策に関係（寄与）する項目には「重要度：高」、使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる項目には「困難度：高」である旨と、その理由を記載している。これ以降の頁についても同様である。

1. 基盤的保険者機能関係

I) 健全な財政運営

- ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- ・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。

協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

1. 基盤的保険者機能関係

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

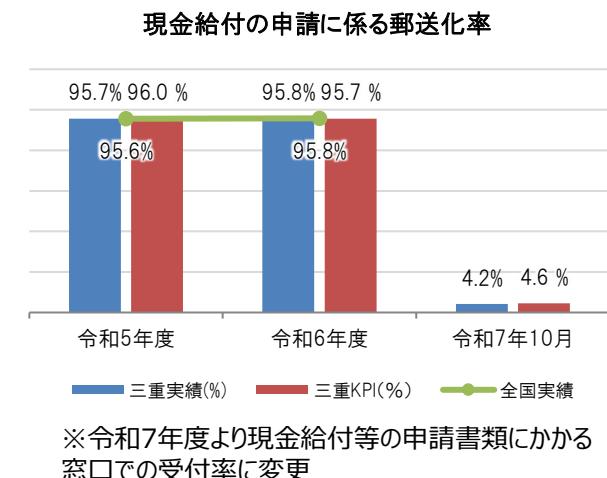
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。
また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日未満を維持する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。
- ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう、コールセンターとの連携を図りながら受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。
- ・電話や窓口による相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きを多言語化するなど、国際化への対応を進める。
- ・お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- ・チャットボットやマイナ保険証について、広報等を通じて加入者の利便性の向上を図る。

KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。



1. 基盤的保険者機能関係

③現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために勉強会を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識向上及び情報交換を目的に年金事務所と意見交換会や勉強会を開催する。

1. 基盤的保険者機能関係

④レセプト内容点検の精度向上

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。
また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

KPI

① 協会のレセプト点検の査定率※について前年度以上とする

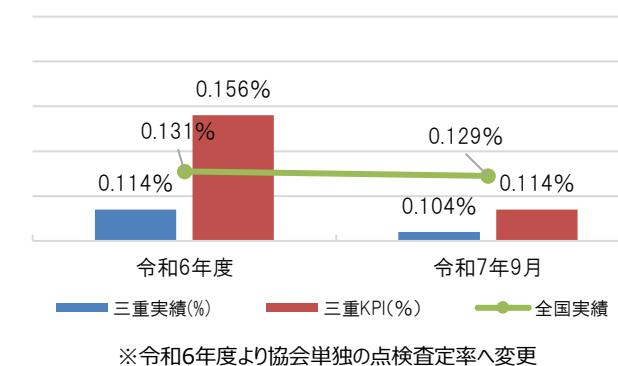
※査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

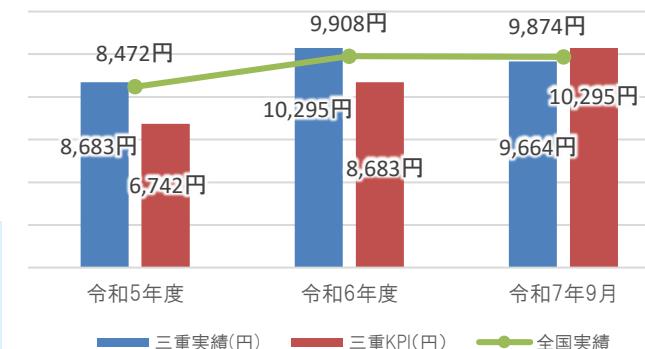
【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

レセプト点検の査定率



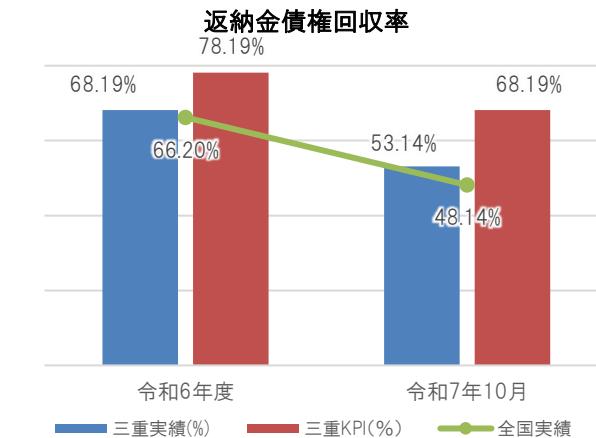
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額



1. 基盤的保険者機能関係

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調査及び納付書の速やかな送付を徹底とともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。



KPI

① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

1. 基盤的保険者機能関係

Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
- ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。

ii) 電子申請等の推進

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。

IV) DXを活用した事業の推進

- ・郵送やFAXを活用していた健康保険委員の委嘱申請や健康保険委員及び健診機関への情報提供について、オンラインでのやりとりを可能とするための専用サイトの構築・運営を行う。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。
- ・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請により送付する方法へ見直す。
- ・令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン0リリース後アプリの安定運用を図るとともに次のバージョンアップに向けて、利用者の声や得られたデータを検証しながら、加入者目線に立った検討・取組を進めていく。

【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

2. 戰略的保険者機能関係

I) データ分析に基づく事業実施

① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて本部や地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。
- ・複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を構築し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。
- ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修の活用や本部との連携を強化していく。また支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を検討する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

2. 戰略的保険者機能関係

③ 好事例の横展開

- ・他の支部で実施された取組に関して効果的な事業手法は情報提供されるため横展開を図る。
 - i) 本部主導型パイロット事業
 - ・第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、効果的な手法が確立され次第、当該手法の実施について検討する。
 - ii) 保険者努力重点支援プロジェクト
 - ・データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施している「保険者努力重点支援プロジェクト」における保険料率上昇の抑制が期待できる事業に関して情報収集を行う。
 - iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進
 - ・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。

2. 戰略的保険者機能関係

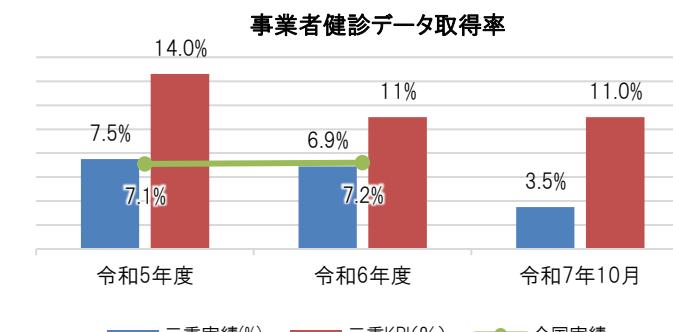
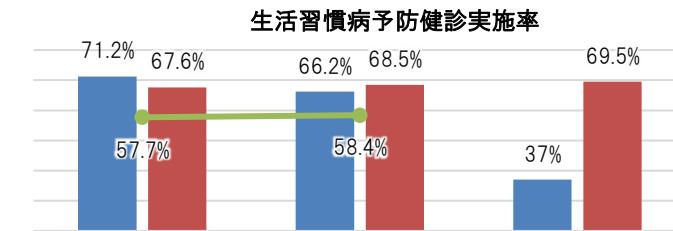
II) 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
 - ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組を着実に実施する。
 - ・なお、6か年間計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。
- ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備
 - ・自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、関係機関と連携した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。
- ・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、ショッピングモール等受診しやすい場所やホテル等魅力のある会場における集団健診や自治体と連携したがん検診との同時実施の集団健診を実施する。また、「骨粗鬆症検診」や「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業者健診データが確実に協会に提供されるよう、三重県や三重労働局等と連携した事業主へのアプローチを行う。



2. 戰略的保険者機能関係

- KPI
- ① 生活習慣病予防健診実施率を**71.3%以上**とする
 - ② 事業者健診データ取得率を**11.0%以上**とする
 - ③ 被扶養者の特定健診実施率を**36.9%以上**とする

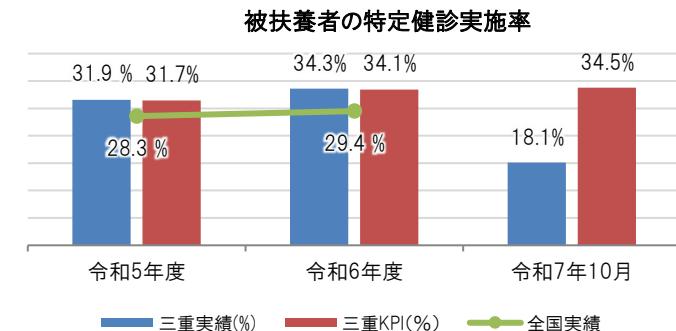
インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。



2. 戰略的保険者機能関係

③特定保健指導実施率及び質の向上

- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。
- ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
- ・被扶養者の集団健診実施時における健診当日の初回面談や利便性の高い会場を使用しての集団特定保健指導をより一層推進する。

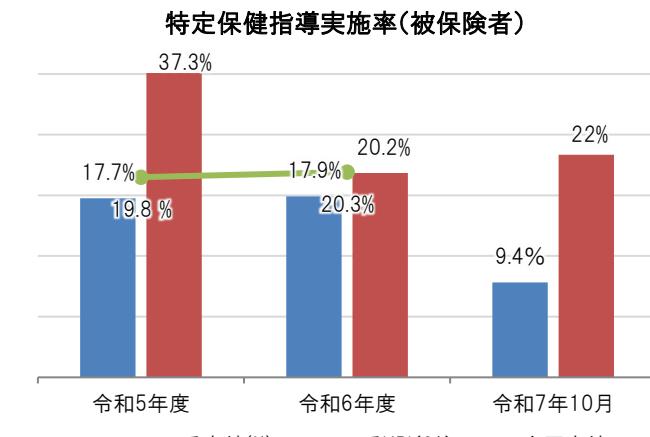
KPI	① 被保険者の特定保健指導実施率を26.3%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を23.0%以上とする	インセンティブ制度評価指標
-----	--	---------------

【重要度：高】

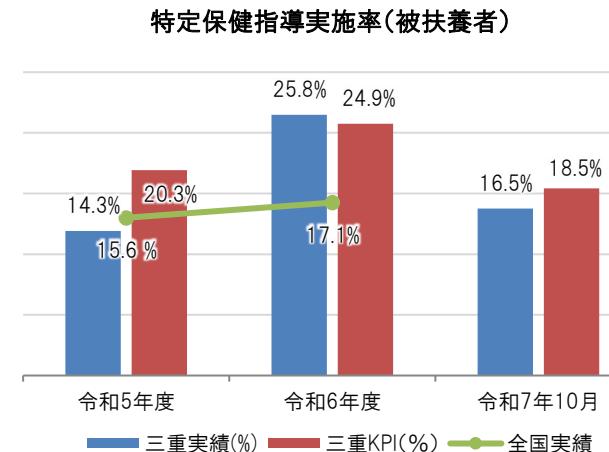
特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られない等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。



※被扶養者における特定保健指導実施率 16.5% (KPI 18.5%)

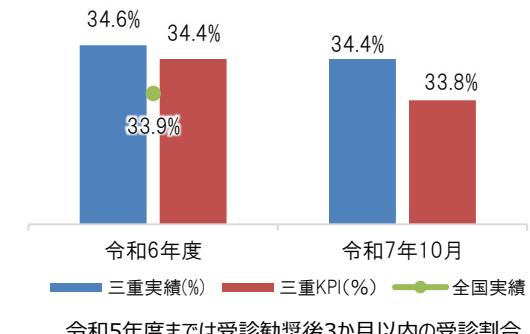


2. 戰略的保険者機能関係

④重症化予防対策の推進

- ・血圧、血糖、脂質に着目した未治療者に対し、外部委託を活用した医療専門職からの文書・電話による受診勧奨を着実に実施する。
- ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、三重労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・健診機関と連携し、健康意識の高まる健診当日や健診結果提供時の文書等による早期受診勧奨を拡充する。
- ・糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診データ分析等から対象者の属性を分類した効果的な予防啓発文書を送付し、生活習慣改善を促す。

未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合



令和5年度までは受診勧奨後3か月以内の受診割合

KPI

血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）
を**対前年度以上**とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

インセンティブ制度
評価指標

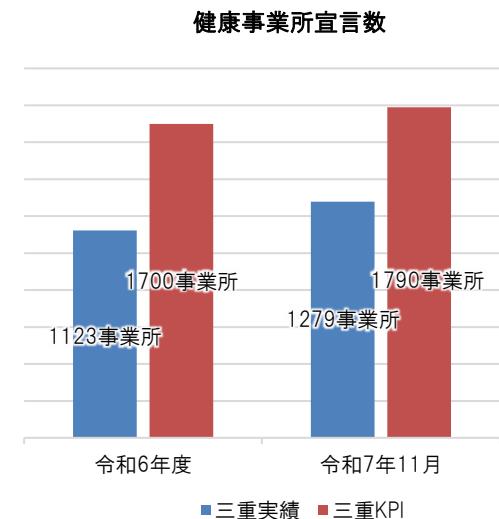
【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

2. 戰略的保険者機能関係

⑤コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・宣言事業所に対しては、四半期に一度、健康課題（運動、睡眠など）に着目したリーフレットや健康情報誌を提供する。また、優良な健康づくりの取組を推進させるため、宣言事業所を対象に健康講座事業を実施する。
- ・三重県のとこわか健康経営や協定を締結している自治体の行っている健康づくり事業と連携した取組を推進する。
- ・総合建設業や道路貨物運送業など高リスクの業態においては、中部運輸局三重運輸支局や三重県トラック協会などの関係団体との連携を強化しつつ、事業主や運行管理者が集まる場において健康宣言勧奨を実施する。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目した実効性のある対策を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。



KPI

健康宣言事業所数を1,790事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

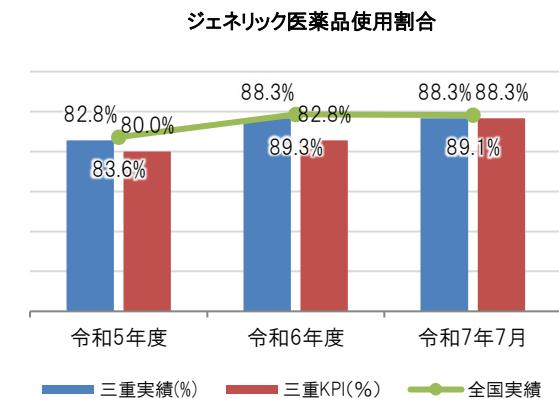
2. 戰略的保険者機能関係

III) 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

I) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は80%以上に達しているが、更なる使用促進のため三重県や三重県薬剤師会等と連携しながら、ジェネリック医薬品使用促進啓発物の配布や広報に取り組む。
- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、メールマガジンやLINE等を活用し積極的に広報する。
- ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラについて、三重県の動向や導入状況等を踏まえ、実情に応じた関係者への働きかけに取り組む。



ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

KPI

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）※を年度末時点で**対前年度末以上**とする。

※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする。

インセンティブ制度評価指標

2. 戰略的保険者機能関係

III) 医療費適正化

iii) 上手な医療のかかり方

・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等の把握に努め、加入者への周知・啓発を図る。

i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

2. 戰略的保険者機能関係

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する県の会議や医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- ・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、外部の会議においては、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。
- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

2. 戰略的保険者機能関係

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であるため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」と「本部広報計画」に基づき、「支部広報計画」を策定し、実施する。

・具体的には、

- ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
- ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
- ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する
- ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。

・「令和8年度支部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていいけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。

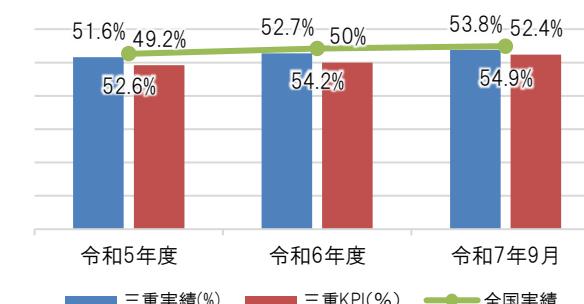
・また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。

・支部においては、広報テーマに応じた資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。

また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。

・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。

健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



KPI

- 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.3%以上とする
- 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う
- 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織

①人事制度の適正な運用

- ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

②新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

- ・支部の戦略的保険者機能を強化する観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。

③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。

・支部で策定したミッション、ビジョン、バリューを浸透させ、更なる保険者機能の発揮に向けて行動できる人材を育成する。

・受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、自己啓発に対する通信教育講座を斡旋する。

④働き方改革の推進

・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。

・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。

・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織

⑤風通しのよい組織づくり

- ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
- ・社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。

⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・支部業績評価で自支部の現状を把握して、課題となる項目に重点的に取り組む。

II) 内部統制等

①内部統制の強化

- ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。
- ・的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・多岐にわたる規程、細則、マニュアル等に則り、適正かつ効率的に業務を遂行する。
- ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報の保護の徹底

- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

3. 組織・運営体制関係

II) 内部統制等

③法令等規律の順守（コンプライアンス）の徹底

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・リスク管理委員会を開催し、コンプライアンス取組を推進する。
- ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。

④災害時の対応

- ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練を実施する。
- ・初動対応マニュアル等について必要な見直しを行う。

⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

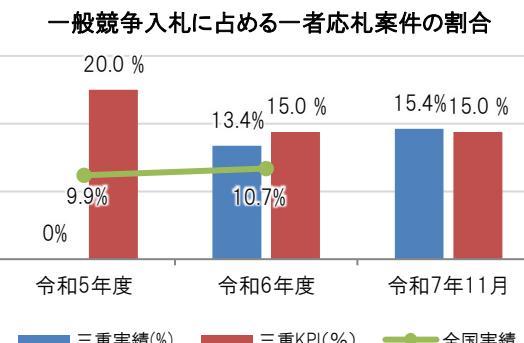
- ・事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な対策を図る。

⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について15%以下とする



3. 組織・運営体制関係

Ⅲ) システム対応

①協会システムの安定運用

- ・協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止する事がないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。
- ・2026（令和8）年1月のシステム基盤更改後も、各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。

②制度改正等に係る適切なシステム対応

- ・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、本部や関係各所と調整しながら適切に運用できるように対応していく。

③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

- ・各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、習熟度の向上を図る。

④中長期を見据えたシステム対応の実現

i) けんぽアプリ

- ・「4,000万人とつながるけんぽDX」のプラットフォームとなるけんぽアプリについて、令和8年1月のバージョン0サービスイン後も機能拡充の情報を把握し、対応準備を進める。
- ・令和10年以降にサービスインを予定しているバージョン1（健診案内のデジタル化、他）及びバージョン2（デジタルな健康手帳、他）についての情報を把握し、対応準備を進める。

【重要度：高】

協会におけるDXの推進は、協会内の業務効率化にとどまらず、加入者・事業主の利便性及びサービスの向上に繋がるものである。特に、けんぽアプリの開発・運用は、加入者と協会を直接繋ぐ新たなサービスであり、これを用いて、これまで以上により直接的なアプローチができるとなる。

また、協会で行う業務はシステムが必要不可欠となっていることから、次期健康保険システム、次期保健事業システム、及び次期間接システムの開発を、スケジュールを遵守しつつ、着実に進捗させることは、協会業務の基礎となるものであり、重要度が高い。

【困難度：高】

けんぽアプリの開発・運用については、加入者と協会を直接繋ぐサービスであり、確実に実施する必要がある。

次期健康保険システム、次期保健事業システム、及び次期間接システムの開発においては、高いセキュリティレベルを維持しつつ、先進的なデジタル技術等の導入の検討や検証を行う必要がある。

また、協会の基幹システムの一斉更改となるため、多数の関係事業者が関わることから、すべての事業者について進捗遅れや手戻り等が発生しないように調整・連携しながら、確実な進捗管理を行う必要がある。

これらの対応を並行して実施していく必要があることから、困難度が高い。

三重支部の重点課題と取組について

(1) サービス水準の向上

業務グループ

令和8年度
KPI

現金給付等の申請に係る窓口での受付率を**対前年度以下**とする

※令和7年度から電子申請開始されるため、KPIが「窓口での受付率を対前年度以下にする」と変更

参考

令和6年度実績：4.2%

課題

○令和7年度KPI：窓口での受付率対前年度（4.2%）以下

令和7年11月末時点 4.6% (0.4%増)



令和8年度の取組案

電子申請利用促進のための周知広報の拡充

・健康保険委員を通じての利用促進

健康保険委員向けセミナーでの周知広報

・加入者への周知広報の拡充

電話対応時、窓口対応時の利用勧奨

電子申請の入力方法等の申請方法等について動画を活用した広報

今年度の主な取組

- ・電話問い合わせに対する申請書記入・添付書類の案内の徹底
- ・電子申請※による利便性の向上（令和8年1月13日開始）

※ 電子申請：スマートフォンやパソコンを使用した給付金等の申請。郵送より早く申請できるため利便性向上に繋がる。

電子申請に係る広報計画・実施状況

令和7年9月	社会保険労務士会の研修会での周知（三重支部独自）	実施済
令和7年10月	メルマガ・L I N E にて周知	実施済
令和7年11月	H P での周知	実施済
令和7年12月	社会保険事務セミナーにて周知	実施済
令和7年12月	健康保険委員向け広報誌にて周知	実施済
令和7年12月	全事業所向け広報誌にて周知	実施済
令和7年12月	社会保険労務士会、経済団体への周知	実施済
令和8年1月	電子申請開始	令和8年1月13日開始
令和8年2月	セミナーにて周知	実施予定



電子申請案内チラシ（各種送付物に同封するほか、窓口等で配布）

(2) 債権回収業務の推進

レセプトグループ

令和8年度
KPI

- 返納金債権（診療報酬返還金を除く）の回収率を**対前年度以上**とする

参考

令和6年度実績：
68.19%

課題

- 発生金額の多くを占める高額債権にかかる年度内完納に向けた債務者との早期接触

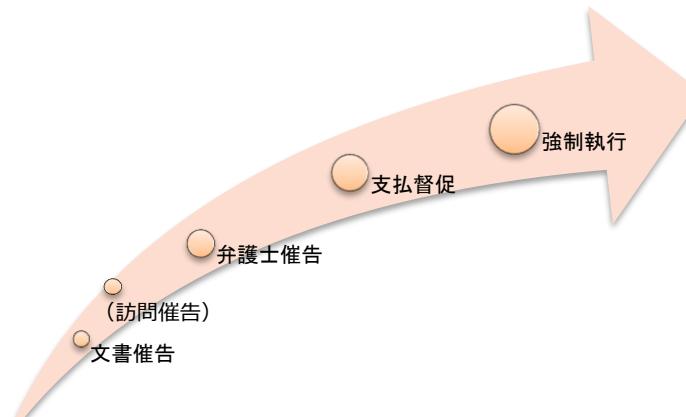


取組

高額債権については、特に進捗管理の徹底を図り、毎月行う債権進捗会議での報告事項とし、対応方法についても検討する

・納付期限後の文書催告や訪問催告、弁護士催告を速やかに段階を踏んで実施し、保険者間調整※や自主納付に繋げる。

・勤務先を把握する債務者については、支払督促、強制執行を実施し、確実に回収を図る。



※ 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、国民健康保険（資格が有効な保険者）から直接回収する仕組み。

三重支部の重点課題と取組について

(3) 重症化予防対策の推進

保健グループ

令和8年度
KPI

血圧・血糖・脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を**対前年度以上**とする。

参考

令和6年度実績：34.6%
(令和7年度から変更となり、事業者健診や特定健診を含む)

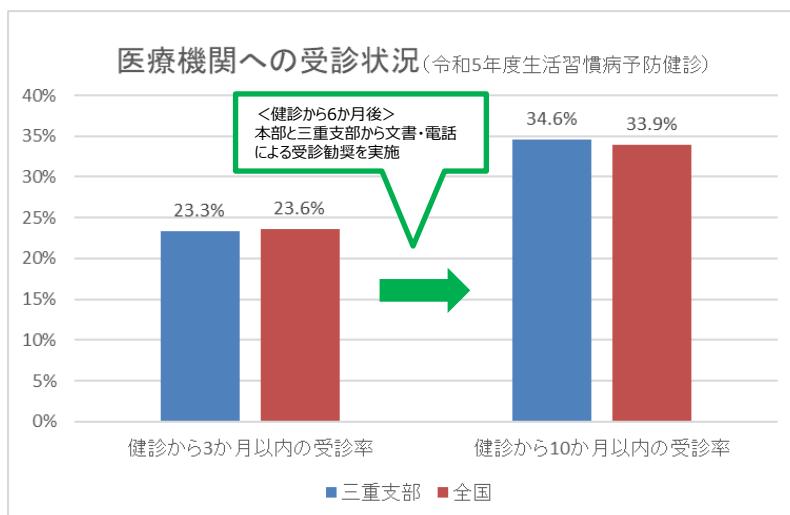
課題

- 三重支部は健診の結果、血圧・血糖・脂質の数値が「要治療等」の判定を受けた者において、健診受診月から10か月以内の医療機関への受診率は全国平均を上回っている。
- しかしながら、健診受診月から3か月以内の医療機関への受診率が全国平均よりやや低い。
- 健診後早期に医療機関へ受診する者が少ない。

取組

未治療者の対象者のいる事業所への啓発

- 早期受診のためには、勤務先から従業員に対する受診勧奨を促進する必要がある。
- 未治療者の対象者がいる事業所へ健診後の医療機関への受診を促すポスターを配付し、事業主および加入者の意識の醸成を図る。
- 大規模事業所へは特定保健指導の利用勧奨とあわせて訪問する。



三重支部の重点課題と取組について

(4) コラボヘルスの推進

企画総務グループ

令和8年度
KPI

健康宣言事業所数を1,790事業所（※）以上とする

※ 標準化された健康宣言の事業所数

参考

令和6年度実績
1,123社

課題

健康宣言事業所数の伸び悩み

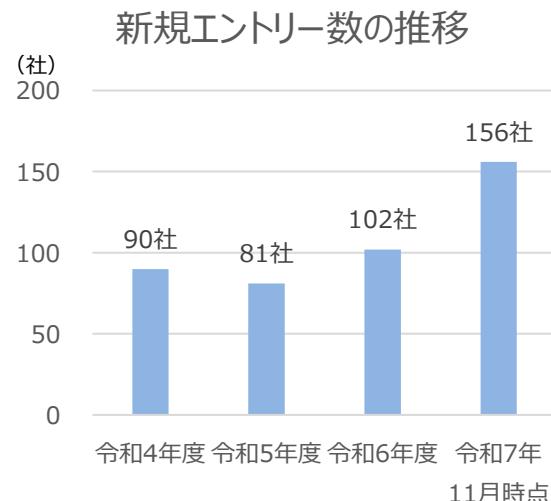
新規エントリー数は増加しているものの、KPIと乖離している。このため、令和7年度は前年度以上の電話勧奨を行い、宣言事業所数のさらなる増加を図った。



取組

宣言項目の簡略化と宣言事業所へのサポートの拡充

- ・宣言項目を23項目から必須の2項目と選択の5項目に簡略化し、健康事業所宣言へのハードルを下げる。
- ・栄養、運動、睡眠等の健康講座を事業所に提供し、宣言事業所での健康づくりをサポートする。



健康事業所宣言申込書

わが社は、従業員一人ひとりが心身ともに元気で働く会社を目指し、下記の項目について積極的に取り組むことを宣言します。

必須項目

従業員(被保険者)の健診を100%実施することを目指します ※1 ※2

協会けんぽの特定保健指導を受けける機会を提供し、実施率を50%以上にすることを目指します ※3

※1 協会けんぽの生活習慣病予防健診以外で受診している場合は、健診データの提供が必要です。提供方法はお問い合わせください。
※2 ご家族(40歳以上被扶養者)にも指定箇所の受診をお勧めください。
※3 健診の結果「要治療」や「要精密検査」の結果があった従業員には、早期に医療機関の受診をお勧めください。

選択項目 1項目以上選択し、チェック☑してください。

運動機会の促進 心の健康づくり

食生活の改善 適正なアルコール摂取の呼びかけ

年 月 日 事業所名 _____
所在地 〒 _____
電話番号 _____

現時点の予定であり、申込書の形式は変更される可能性があります。

2. 令和8年度支部広報計画（案）

令和8年度支部広報計画(案)

1. 当該年度の広報に関する取組方針及び主に取り組む事項

令和8年度の支部広報計画においては、①協会及び協会の事業に関する認知度の向上、②加入者・事業主に協会への共感が広がる環境づくり、③広報チャネルの強化、④広報担当者の育成、を取組方針として定める。

【取組方針に基づき、主に取り組む事項】

①協会及び協会の事業の認知度の向上に当たっては、最重点広報である「令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）」「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」「電子申請・けんぽアプリの利用促進」を中心に積極的な広報に取り組む。特に、保険料率改定においては、三重支部加入者の保険料に直結する重要な事項であることから、新聞広告のみならず、経済三団体など関係団体の広報誌にも掲載を依頼し、周知徹底を図る。また、重点広報である「コラボヘルス」においては、健康宣言加入事業所を増やすための広報を積極的に取り組む。

②共感が広がる環境づくりに当たっては、当支部が実施する後発医薬品（バイオシミラー含む）の普及促進の取組に対する協力への基礎となる共感形成を図るべく、コミュニケーションロゴやタグラインを使用し、最重点広報である「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」に積極的に取り組む。

③広報チャネルの強化及び④広報担当者の育成に当たっては、まずは既存広報であるメールマガジン、LINE、納入告知書同封チラシ、健康保険委員会報誌等の各種媒体による広報を確実に実施する。また、当支部では事業者健診データ取得率が低いため、取得率向上に向けた広報を広く実施するとともに、健診実施、保健指導、重症化予防などの事業も広報する。さらに、令和8年1月にリリースされるけんぽアプリの普及に向けて、電子申請の利用促進と合わせて周知を図る。加えて、広報が単調かつ硬直化しないよう、部署を横断した編成による広報委員を介し、広報内容の調整や校正作業等に支部全体で関与し、広報業務における質の向上を図ることで広報担当者の育成に取り組む。

2. 最重点広報（全支部共通）

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
① 令和9年度保険料率改定（インセンティブ制度の周知を含む）	・令和9年度都道府県単位保険料率及び保険料率設定の仕組み、インセンティブ制度（健康づくり及び医療費適正化につながる取組）、子ども・子育て支援金制度について周知する。	被保険者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広告・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌	令和9年2～3月
② 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）	・令和9年度より実施する被扶養者の健診体系の見直しについて周知する。 ・被扶養者の健診実施率の改善に向けて、実施率の現状と合わせてニュースリリースを実施する。	加入者（被扶養者）・事業主	屋外広告・チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌	令和9年1～3月
③ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	・加入者・事業主が協会や協会の役割に関心を持ち、共感し、協会の事業に協力する関係を構築するため、協会の役割や提供価値を周知する。	加入者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広告	令和8年7月～
④ 電子申請・けんぽアプリの利用促進	・電子申請の開始やメリット、利用方法等を継続的に広く周知する。 ・けんぽアプリを経由した電子申請が可能になることから、電子申請の利用の際にけんぽアプリのダウンロードを推奨するよう周知する。	加入者・事業主・担当者・健康保険委員・社会保険労務士	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌	通年

令和8年度支部広報計画(案)

3. 重点広報

広報テーマ	実施概要	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> 当支部では、バイオシミラーに80%置き換わった成分数が5成分と全国平均を下回っており、加入者のリテラシー向上を図るため、メルマガやLINEなど既存の支部広報に加えて、インターネット広告を実施し、支部加入者に広く周知する。 当支部では「時間外受診」の加入者一人当たりの算定回数が全国平均より高いため、特に高い地域を絞り、集中して交通広告を実施する。 	加入者	WEB広告 交通広告 メルマガ LINE 納入告知書封入チラシ	令和8年7月～
重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 三重支部では一次勧奨対象者割合が平均よりやや高く、健診後、早期に受診する者が少ない状況である。 早期受診のためには事業所から加入者に対する受診勧奨を促進する必要があるため、受診勧奨用ポスターやリーフレットを配布し、事業主及び加入者のヘルスリテラシー向上を図る。 	事業主 加入者	リーフレット ポスター メルマガ LINE 納入告知書封入チラシ	令和8年6月～ 9年3月
コラボヘルス	<ul style="list-style-type: none"> 県や経済三団体と連携して、健康宣言に関する広告を行うことで、今まで興味のなかった事業所に対してコラボヘルスへの参加を促す。あわせて、地方経済ブロック紙に記事を取り上げていただくよう働きかける。 	事業主 担当者	地方ブロック誌 納入告知書封入チラシ メルマガ 健康保険委員広報誌	令和8年6月～ 9年3月

3．令和8年度支部保険者機能強化予算（案）

各支部が地域性を踏まえた医療費適正化や健康づくり等の取組を行うことで、戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された予算である。なお、通常業務に係る経費については、基礎的業務関係予算で計上することになる。

令和8年度支部保険者機能強化予算(案)

医療費適正化等予算

(見込額:12,333千円)

分野	事業名	事業概要	予算額（見込み）
医療費適正化	インターネット広告等を活用した戦略的な広報 変更	ジェネリック医薬品やバイオシミラーについて事業所向けの支部広報誌やメルマガで周知しているが、加入者向けとしてキャッチーなバナーや動画、ランディングページを活用したインターネット広告を行う。	4,290千円
広報・意見発信	交通広告を活用した時間外受診広報 新規	上手な医療のかかり方について日本年金機構から事業所向けには納入告知書に同封するチラシなどで周知しているが、加入者向けとして高い視認性と注目度が期待できるバスラッピングによる広告をバスにて行う。	8,043千円
	納入告知書に同封するチラシの作成	日本年金機構から適用事業所へ送付する納入告知書に協会けんぽのチラシを同封し、制度・事業の周知を行う。	

令和8年度支部保険者機能強化予算(案)

保健事業予算

(見込額:50,666千円)

分野	事業名	事業概要	予算額（見込み）
健診	集団健診	大型商業施設など加入者の利便性の高い施設において集団特定健診および特定保健指導を実施する。健診機関の少ない地域を中心に、生活習慣病予防健診を集団形式で実施する。 また、ホテル・結婚式場を活用した付加価値のある無料集団健診を実施する。	28,622千円
	事業者健診の結果データの取得	事業者健診データ取得率向上のため、勧奨、取得、データ作成等を外部委託により実施する。	
	健診受診勧奨等経費	令和8年度健診案内に同封する健診機関一覧やリーフレット等の封入物を作成する。	
	その他	健診機関による事業者健診結果データの取得費、健診実施機関実地指導旅費等。	
保健指導	保健指導利用勧奨	事業主および健診受診者へ、保健指導に関する個人情報の共同利用についてチラシを作成し配付する。	1,640千円
	その他	医師謝金、保健指導用パンフレット作製等経費等。	
重症化予防	未治療者受診勧奨	要治療であるが医療機関の受診を確認できない方に対して、外部委託により文書、電話での受診勧奨を実施する。健診機関からのリーフレット配付による早期受診勧奨を実施する。	11,495千円
	受診勧奨ポスターの作成 <small>新規</small>	未治療者対象者がいる事業所へ健診後の受診を促すポスターを配付し、事業主および加入者のヘルスリテラシー向上を図る。	

令和8年度支部保険者機能強化予算(案)

分野	事業名	事業概要	予算額（見込み）
コラボヘルス事業	健康事業所宣言への新規エントリー勧奨	健康事業所宣言への新規参加を促すため、パンフレット・エントリーシートを事業所等へ配付し、電話勧奨を行う。	8,732千円
	健康事業所宣言に参加した事業所へのフォローアップ	取組支援ツール、健康情報誌の提供の実施による健康宣言事業所のフォローアップを実施する。	
	健康宣言事業所のインセンティブとしての健康講座の実施 新規	宣言事業所のインセンティブとして、各事業所の課題に応じた健康講座をオンライン、VOD、DVDの貸与により実施することで、宣言事業所に属する従業員のヘルスリテラシーの向上をはじめ、事業所健康づくりに関する取組の推進を図る	
	健康事業所宣言申込書、パンフレットの作成	三重支部の健康事業所宣言に参加するための資材（健康事業所宣言申込書、パンフレット）を作成し、経済団体等と連携した勧奨及びホームページ等を活用した周知により、宣言事業所数の拡大を図る。	
	健康事業所宣言におけるPDCAサイクルの推進	健康宣言中の事業所に対して年度末に事業所カルテ（健康度カルテ業態別）と宣言項目を見直す場合に提出いただく用紙等を送付し、取り組みの振り返りと変更の報告をいただき、PDCAサイクルでの取組みを推進する。	
他	健康ポスターコンクールの実施	運動、食事を通じて健康の大切さを認識する機会を作るために健康教育の一環として小学生を対象とした健康ポスターコンクールを実施し、運動や食事の重要性等を啓発する。	177千円
	健康教育の実施 新規	リーフレットを作成し、小学校での出前授業を実施することで、未来の公的医療保険を支える子どもたちの健康意識を醸成し、適切な受診行動を促すことを目的とする。	

分野	事業名	事業概要	予算額（見込み）
特別枠	糖尿病予備群に対する予防啓発	健診結果から糖尿病予備群に対して、糖尿病への移行または悪化を防止するための啓発リーフレットを送付する。	3,210千円